⑷　工事内容　本工事は、次に掲げる建築工事を施工するものである。
　１）管理棟　　新築１棟
　　構造・階数　鉄骨造、平屋建て
　　延べ面積　　1,254.01㎡
　２）便所棟⑴　　新築１棟
　　構造・階数　木造、平屋建て
　　延べ面積　　40.37㎡
　３）便所棟⑵　　新築１棟
　　構造・階数　木造、平屋建て
　　延べ面積　　40.37㎡
　４）外構　　新設一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート　1,335㎥、鉄骨　238ｔ、鉄筋　180ｔ、ガラス　500㎡
⑺　工事実施形態
　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
　①　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位の者（以下「通常選抜者」という。）及び非選抜者のうち選抜回数の少ない者（以下「追加選抜者」という。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（簡易技術資料）（以下「確認資料（簡易）」という。）をもって評価し、通常選抜者及び追加選抜者（以下「一次審査選抜者」という。）に対し競争参加資格確認資料（詳細技術資料）（以下「確認資料（詳細）」という。）の提出を求める簡易確認型による試行工事である。
　②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。
　③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
　④　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
　⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
　⑥　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
　⑦　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
　⑧　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑻　本工事は、週休２日を推進するため、４週８休以上の現場閉所を実施する試行工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成15年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、①から②については、同一建物の施工実績とする。
　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記①及び②の実績を有すること。
①　下記の建物の新営（新築又は増築）工事
　㋐　建物用途　展示施設、美術館、博物館、図書館、又は類似施設
　　（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）
　㋑　構造・階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　　何れの場合も当該構造が地上１階以上
　㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上
②　当該施工実績が適切なものであること。
　適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
　また、上記㋐から㋒の施工実績が、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
　ただし、競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「申請書（一次）」という。）及び確認資料（簡易）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。
　①　建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　②　平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。また、㋐から㋑については、同一建物の施工経験とする。
　㋐　下記の建物の新営（新築又は増築）工事
　　(a)　建物用途　下記以外の建物。（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）
　　独立住宅・集合住宅（寮、宿舎を含む。）、倉庫、車庫、工場並びに体育館の類
　　(b)　構造・階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、何れの場合も当該構造が地上１階以上
　　(c)　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上
　㋑　当該施工経験が適切なものであること。
　　適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
　　また、上記㋐(a)から(c)の施工経験が、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
　　ただし、申請書（一次）及び確認資料（簡易）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。